第１回総会議事録

＜開催日＞　　令和８年８月６日（木曜）

＜開催場所＞　　木更津市役所　朝日庁舎（会議室２－５）

＜会議に付した議案等＞

日程第１	議事録署名委員の指名		
日程第２	報告第１５８号～報告第１８３号	農地法第３条の３届出 農地法第４条届出 農地法第５条届出	１０件 ２件 １４件
日程第３	報告第１８４号～報告第１９４号	農地の転用事実等に関する照会	１１件
日程第４	報告第１９５号～報告第１９６号	農地法第１８条第６項等通知	２件
日程第５	議案第９６号～議案第１００号	農地法第３条許可申請	５件
日程第６	議案第１０１号	農地法第４条許可申請	１件
日程第７	議案第８８号	農地法第５条許可申請（継続審議）	１件
日程第８	議案第１０２号～議案第１０８号	農地法第５条許可申請	７件
日程第９	議案第１０９号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画内一括）案に対する意見について	１件
日程第１０	議案第１１０号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画外一括）案に対する意見について	１件

＜出席委員＞

１番　羽山　和彦	２番　金子　一夫	３番　鈴木　修一郎
４番　桐谷　修啓	５番　篠﨑　哲也	６番　宮沢　伸子
７番　市原　光行	８番　関　　和美	９番　石﨑　幸弘
１０番　露﨑　伸哉	１１番　礒貝　正一	１２番　石川　方栄
１３番　山口　三枝	１４番　中山　正明	１５番　山口　和美
１６番　佐藤　忠男	１７番　佐久間　真朗	１８番　地曳　昭裕

以上　１８人　出席

＜遅刻委員＞　　無し

＜欠席委員＞　　無し

＜傍聴者＞　　無し

＜出席農地利用最適化推進委員＞

１番　野村　新太郎	２番　篠原　文男	
４番　岡﨑　英二	５番　吉﨑　浩司	６番　柴野　幸男
		１５番　金子　丘
		１８番　本多　宏

以上　　７人　出席

＜事務局出席者＞

事務局長　山口　裕之　　局長補佐　　影山　圭子　　係長　　岡部　哲朗

主任主事　伊藤　優市

〈午後３時６分開会〉

議長	委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第１回総会を開催いたします。 本日の出席委員は１８名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。 なお、議案の訂正があるようなので、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局から議案の訂正について、ご説明いたします。 議案書３ページ、報告第１６１号について、左から３列目届出人の欄に現在届出人の名が■と記載しておりますが、正しくは■でございます。■は■■■の■となりますので、訂正をお願いします。 次に、議案書１５ページ、議案第１０７号について、右から２列目、地元推進委員の意見の欄に現在相田推進委員の名前を記載しておりますが、正しくは野村推進委員が担当でございますので、訂正をお願いします。 以上で訂正の報告といたします。
議長	３ページの１６１の２番目は■■■■と、■しいに■と書いてありますけれど、これを■いに■に訂正するということですね。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	それでは、日程に入ります。 日程第 1、議事録署名委員の指名につきましては、議席１番羽山和彦委員と、議席９番石﨑幸弘委員を指名いたします。 書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。 次に、日程第２から第４まで、報告第１５８号から第１９６号まで３ページから１１ページまでの３９案件につきまして、事務局の報告を求めます。
事務局	日程第２、報告第１５８号から第１８３号までは、農地法第３条の３の届出でございます。 農地法第３条の３の届出は、相続によって農地の所有権を取得したという通知を農業委員会に対して行われるもので、届出があった場合には、直近の総会で報告しております。 次でご説明する農地法第４条と５条も含めて、報告をさせていただく形になろうかと思います。 今回、３条の３は相続の原因による所有権を取得したという届出が１０件ございました。 農地法第４条の届出、農地法５条の届出については、市街化区域の農地において、農地を農地以外の要素に転用する場合、例えば、店舗を建築します、建築物は無くても駐車場にするために農地を買いますという場合に届出をします。市街化調整区域の場合は、後々の日程で出てきますが、原則許可がなければ転用することができませんが、市街化区域の場合はあらかじめ農業委員会に届出をしていただければ転用できますので、この届出のあったものをご報告させていただくものです。 農地法第４条は、自分の土地をご自身で転用するものでございます。また、賃貸借契約を結び、借主側が転用する場合など権利の設定を伴った転用を行う場合には農地法第５条の届出になります。 ４条の届出が今回２件ございまして、店舗用地と店舗および駐車場用地への転用の届出がそれぞれ１件ずつございました。５条の権利移転、設定に伴う市街化区域の転用につきましては、１４件ございまして、９件が住宅建築用地で、１件が事業用地、１件が進入路用地、１件が店舗用地、１件が共同住宅用地、１件が作業用地への届出の報告でございます。

事務局	続きまして、日程第３、報告第１８４号から第１９４号までの１１件は、農地の転用事実等に関する照会でございます。法務局で地目変更登記の申請がなされた場合には、法務局からこちらは登記簿上農地で、今回地目変更の手続きがあり、農業委員会で農地を把握していると思うので、どうなっているのかとの調査依頼があります。 今総会が開かれるまでの間、いろいろな地区で現地調査をお願いさせていただいたところでございますが、その照会に対する回答を毎回報告させていただいております。これは、法務局以外にも裁判所や他からも照会がありますが、今回は法務局からの照会で、１１件のうち、２件を農地、１件を一部農地・一部非農地、１件を農地及び非農地、7件を非農地と回答させていただきましたので、そのご報告になります。 次に、日程第４、報告第１９５号及び第１９６号の２件は、農地法第１８条第６項等の通知で、これは農地の賃貸借を解約するにあたり、解約日の６カ月以内の間にあらかじめ届出をすることで解約することができるもので、解約の届出ができる解約期間内になされた手続についてのご報告になります。 こちらは、農地法によるものと経営基盤強化促進法によるものの二つがございますが、基盤強化促進法に係る解約が、今回は２件あったというところのご報告になります。 以上で説明を終わります。
議長	次に、日程第５、議案第９６号から第１００号まで、１２ページの農地法第３条許可申請５案件について議題に供します。 初めに、議案第９６号について審議いたします。 なお、本案件には、■■■■委員にかかる申請がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。 《　■■■■委員　退席　》
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第９６号、農地法第３条許可申請について、ご説明いたします。 申請箇所は、３条位置図１の中尾の農地です。 新規営農を目的に、賃借権の設定をするものです。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	次に、地区担当推進委員の篠原推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
篠原推進委員	議案第９６号についてご説明いたします。 本案件は提出された農業経営実施計画書に基づき、令和８年６月８日に事前審査会を前農業委員及び前農地利用最適化推進委員で行いました。 計画では申請地で水稲の作付けを予定しており、申請者と家族１名で耕作を行います。 また、譲受人は農作業の一部を既に行っており、水稲の実績があると伺っています。 農業機械については、コンバイン、田植え機、トラクター等を所有しており、農業従事日数は年間１８０日を予定していると確認しました。 以上のことから、本申請は農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 なお、事前審査会の審査結果は出席した前会長、前職務代理者、前清川地区の農業委員および農地利用最適化推進委員の全員が適当であると判断しています。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 〈　質　　疑　〉
議長	意見等が無いようですので、採決にうつります。 許可に賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第９６号は、許可といたします。 退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。 《　■■■■委員　着席　》
議長	次に、議案第９７号から第１００号までについて、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第９７号から１００号、農地法第３条許可申請４案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第９７号ですが、申請箇所は、３条位置図２の久津間の農地です。 農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第９８号ですが、申請箇所は、３条位置図３の矢那の農地です。 新規就農を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第９９号ですが、申請箇所は、３条位置図４の下郡の農地です。 農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第１００号ですが、申請箇所は、３条位置図５の矢那の農地です。 農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、議案第９７号について、金子推進委員お願いします。
金子推進委員	議案第９７号についてご説明いたします。 本件は、農業経営拡大のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２４０日で、約３，０００㎡の農地を申請者と家族２名で耕作しております。 農業機械はトラクター・田植え機・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は田で水稲を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから、農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長	次に、議案第９８号について、柴野推進委員はのどの調子がすぐれないので、露嵜委員お願いします。
露嵜議員	議案第９８号についてご説明いたします。 本案件は提出された農業経営実施計画書に基づき、令和８年５月７日に事前審査会を前農業委員及び前農地利用最適化推進委員で行いました。 計画では申請地でトマト・きゅうり・キャベツなどの露地野菜を作付けする予定で既に作付けされている栗・柿を引き続き耕作する計画とのことで申請者と家族１名で耕作を行います。また、譲受人は農作業の一部を既に行っており、先程申し上げた作物の実績があると伺っています。 農業機械については、草刈り機を所有しており、トラクターを知人から借りて耕作を行うとのことで農業従事日数は年間１８０日を予定していると確認しました。 以上のことから、本申請は農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 なお、事前審査会の審査結果は出席した前会長、前職務代理者、前木更津地区及び鎌足地区の農業委員および農地利用最適化推進委員の多数が適当であると判断しています。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第９９号について、石川推進委員が本日欠席のため、代わって露嵜委員お願いします。
露嵜委員	議案第９９号についてご説明いたします。 当該法人は令和６年１２月４日に設立した株式会社です。 農地所有適格法人の要件についてですが、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしておりました。 申請地の現況は田で、水稲を作付けする予定で周辺農地への影響はございません。 また、申請地は現耕作者が水稲を作付けしていますが、９月の収穫作業後、速やかに当該法人が農地を引き継ぎ耕作・管理を開始すると伺っています。 農業機械は当該法人の代表取締役が代表を務める別の法人が所有及び所有する予定のトラクター、田植え機等を借りて耕作する計画です。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第１００号について、岡﨑推進委員お願いします。
岡﨑推進委員	議案第１００号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、約１，７００㎡の農地を申請者と家族１人で耕作しております。 農業機械はトラクター・耕うん機・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は畑でじゃがいも、トウモロコシ、栗を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから、農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。

議長	ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
地曳委員	議案第１００号について、住所が■■■で年間３００日といわれました、矢那地区とこちらでは離れていると思うのですが、そこら辺はどのような形でしょうか。
事務局	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局	地曳委員からご質問いただいた件に関してご回答させていただきます。 本譲受人に関しては、■■■にすでに拠点をお持ちで、実質的には、記載されている住所に今は居住がないという確認をしております。■■■から通いながら耕作を実施するとうかがっております。以上です。
議長	他に意見等が無いようですので、採決にうつります。 議案第９７号から第１００号までについて一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。 〈　異議無しの声　〉
議長	異議がないようですので、採決いたします。 許可に賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第９７号から第１００号までについて許可と決定いたします。
岡﨑推進委員	議長
議長	岡﨑推進委員
岡﨑推進委員	大変申し訳ありませんが、所用がございますので、ここで退席いただければと思います。
議長	ただ今、岡﨑推進委員から退席の申し出がありましたので、退席を認めます。 《　岡﨑推進委員　退席　》
議長	次に、日程第６、議案第１０１号、１３ページの農地法第４条許可申請１案件について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１０１号についてご説明します。 申請箇所は、転用位置図４－１牛込地先の農地です。 申請目的は、貸駐車場用地で、転用を伴う許可申請です。 農地区分については、第１種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認し

事務局	ています。 　事業完了予定ですが、令和９年３月３１日を予定しております。 　なお、本件については令和７年４月８日開催の第２１回総会において「特定建築条件付売買予定地」として転用申請がなされ、許可相当と議決したところですが、当時の申請者より許可申請の取り下げがありましたので令和８年６月８日開催の第３６回総会にて取下げの報告をしたものでございます。 　以上で事務局の説明を終わります。 　ここからですが、第１種農地について、岡部から説明がありますので、代わりますがよろしいでしょうか。 　私は研修の時に転用担当をさせてもらい、細かいところはおいおいやって行きましょうと話をさせていただきました。農地転用の許可基準について、改めて申し上げると、立地基準と呼ばれるものと一般基準という二つの基準がございます。 　基本、ご支援をお願いしたいのは一般基準と呼ばれているものです。 　周辺の農地、要するに駐車場になるのですが、駐車場になることで周辺農地への影響はどうなるのかの現地調査についてです。事務局で説明する一般基準について申し上げますと、農地の広がりというものがあります。地図が一部切れているので全体がわからないのですが、ここから先にだいぶ農地が広がっていて、１０ha 以上の広がりのあるエリアを判断されるこの辺りを第１種農地というふうに定義がなされています。 　第１種農地に位置づけされますと、原則転用はできませんが、例外があり、いくつかの要件を満たすものは例外が適用されます。 　今回の駐車場については、地図上、住宅が集落を構成しております。直接条文を読み上げますと、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという例外がございます。こちらの例外が適用されるというふうに判断を出しました。案件については内容を事務局で確認していますが、この集団の人たちが使用するための月極駐車場のような貸し駐車場ということで申請が上がっていますので、今回はこの集落の人たちが日常的に使う施設だという用途に該当すると判断して基準上は第１種農地ですが、例外が適用できるものだと事務局で整理したものでございます。 　この後の第５条の長須賀の案件も第１種農地としていますが、こちらも同じように集落に接続して住宅を建築するために出された案件であり、同じ例外に基づいて申請がなされたものでございます。長くなりましたが、以上でございます。
議長	続いて、地区担当推進委員の桐谷推進委員が本日欠席のため、代わって桐谷委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
桐谷委員	農地法第４条許可申請における議案第１０１号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取していまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 　まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 　次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため支障はないと思われます。 　次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないか、また、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため支障はないと思われます。 　最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、市道に接しているため支障を及ぼす恐れはないと思われます。

桐谷委員　以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長　以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質　　疑 〉

議長　意見等が無いようですので、採決にうつります。
議案第１０１号農地法 第４条許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙　　手 〉

議長　挙手全員であります。
よって、議案第１０１号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7、議案第８８号、１４ページ、農地法第５条許可申請、継続審議について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　議案第８８号ですが、第２５期農業委員、第３期推進委員のもとで先月開催された第３７回総会において２点を理由に継続審議と議決されました。
申請地の排水設備について流末も含めた水路整備を検討しているが総会時点において具体的な計画が定まらず、周辺の営農条件への支障について判断ができなかったこと。
申請地を含め周辺は有害鳥獣対策の補助金を受けフェンスを設置しておりますが補助金上の取扱いについて方向性が示されておらず、事業の継続性について疑義があるため。
これらについて申請者に行政手続法に基づく補正を求めたところ、申請者よりこれらの点の補正には一定の時間を要することから一度取り下げる旨の届出がなされましたので、報告いたします。

議長　議案第８８号は取り下げる旨の届出がなされたということなので、審議しないこととします。

次に、日程第8、議案第１０２号から第１０８号まで、１５ページの農地法第５条許可申請7案件について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局　議案第１０２号ですが、申請箇所は、転用位置図５－１久津間地先の農地です。
申請目的は、資材置場用地で、転用を伴う賃借権設定の許可申請です。
農地区分については、第２種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和８年９月３０日を予定しております。

次に、議案第１０３号から第１０５号までですが、申請箇所は、転用位置図５－２江川地先の農地です。
申請目的は、長屋住宅用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

事務局

農地区分については、第２種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和９年６月１０日を予定しております。

議案第１０６号ですが、申請箇所は、転用位置図５－３長須賀地先の農地です。
申請目的は、専用住宅用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第１種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和９年２月２０日を予定しております。

議案第１０７号ですが、申請箇所は、転用位置図５－４茅野地先の農地です。
申請目的は、資材置場用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第２種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、許可日から１年後を予定しております。

議案第１０８号ですが、申請箇所は、転用位置図５－５根岸地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第２種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和９年１０月３１日を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第１０２号から第１０５号までについて、金子推進委員お願いします。

金子推進委員

議案第１０２号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水はなく、雨水は自然浸透により処理するため支障はないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため分断する恐れはないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風に配慮した計画のため支障はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道はないため支障を及ぼす恐れはないと思われます。

金子推進委員	以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。 議案第１０３号、１０４号及び１０５号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、砕石敷きのみで盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに南側既存水路に放流する計画のため支障はないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため分断する恐れはないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っているため支障を及ぼす恐れはないと思われます。 以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	次に、議案第１０６号について、山口三枝委員お願いします。
山口三枝委員	議案第１０６号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに既存北側水路に放流する計画のため支障はないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため分断する恐れはないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、近隣でも同様の工事等を行っているため支障はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道はないため支障を及ぼす恐れはないと思われます。 以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	次に、議案第１０７号について、野村推進委員お願いします。
野村推進委員	議案第１０７号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺は申請地よりも高いため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水はなく、雨水は自然浸透により処理するため支障はないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため分断する恐れはないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため支障はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っているため支障を及ぼす恐れはないと思われます。

野村推進委員　以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長　次に、議案第１０８号について、吉﨑推進委員お願いします。

吉﨑推進委員　議案第１０８号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水はなく、雨水は自然浸透により処理するため支障はないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため分断する恐れはないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため支障はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っているため支障を及ぼす恐れはないと思われます。
以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長　以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈　質　　疑　〉

議長　意見等が無いようですので、採決にうつります。
議案第１０２号から第１０７号までについて一括とし、１０８号は別に採決を取ると私が判断しましたが、問題はありませんか。

事務局　議事進行も会長の権限なので問題はありません。

議長　はい、わかりました。
それでは、議案第１０２号から第１０７号までについて一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈　異議無しの声　〉

議長　異議が無いようですので、採決いたします。
議案第１０２号から第１０７号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長　挙手全員であります。
よって、議案第１０２号から第１０７号までについては許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

議長	続きまして、議案第１０８号について、採決いたします。 許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 挙　　手 〉
議長	挙手全員であります。 よって、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 なぜ、分けたのかというと、太陽光発電は東北の大震災後自然エネルギーを有効利用するということで始まりましたが、ここに来てメガソーラーが原則禁止され、営農型太陽光発電の動きや、太陽光から発生するゴミは１００％リサイクルに使えない、分解できないゴミがあることが判明しているので、社会通念上危険があるものと他のものは別に採決すべきと私が判断して分けてお願いしました。以上です。
事務局	議長。よろしいでしょうか。
議長	はい。事務局どうぞ。
事務局	先ほどの日程第７、議案第８８号の継続審議で取下げますというところのご報告をいたしましたが、説明で抜けている点がございますので、この場を借りて補足させていただければと思います。 皆様に議案書をお配りした段階では取下げの手続きをなされてはおりませんでしたので、通常どおり他の案件と同様に審議するという前提で議案を作成してお届けしたところでございました。その後、先ほど申し上げたとおり、取下げの手続きが２日前の８月４日になされました。先ほど、影山が申し上げたとおりの理由による取下げでございました。総会議案作成後に出された手続でしたので、総会には間に合わなかったので、この場を借りてご説明を申し上げたところでございます。 以上でございます。
議長	次に、日程第９、議案第１０９号、１６ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１０９号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。 本案件は、令和８年７月１５日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。 それでは、計画の内容について、ご説明いたします。 今回の計画は、計画１から７までとなっています。 利用目的はすべてが水稲となっています。 設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。 権利の存続期間は、計画１が認可の公告日から５年間、それ以外のすべてが認可の公告日から１０年間となっています。 計画合計数は、利用権の設定が合計２２筆で２２，２９３平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、計画番号１番について、本多推進委員お願いします。
本多推進委員	計画番号１番について、説明します。

本多推進委員　本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　次に、計画番号２番について、桐谷委員お願いします。

桐谷委員　計画番号２番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　次に、計画番号３番から７番までについて、吉﨑推進委員お願いします。

吉﨑推進委員　計画番号３番から７番について、説明します。
本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈　質　　疑　〉

議長　意見等も無いようですので、採決いたします。
意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長　挙手全員であります。
よって、議案第１０９号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

次に、日程第１０、議案第１１０号、２１ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、審議いたします。

議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１１０号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。 本案件は、令和８年７月１５日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。 それでは、計画の内容について、ご説明いたします。 今回の計画は、計画１から３までとなっています。 利用目的はすべてが水稲となっています。 設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。 権利の存続期間は、計画１が認可の公告日から５年間、それ以外のすべてが認可の公告日から１０年間となっています。 計画合計数は、利用権の設定が合計５筆で２，３７７平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、計画番号１番及び２番について桐谷委員お願いします。
桐谷委員	計画番号１番及び２番について、説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画番号３号について吉﨑推進委員お願いします。
吉﨑推進委員	計画番号３番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問・意見等がございましたら、お願いします。 〈 質　　疑 〉
議長	意見等も無いようですので、採決いたします。 意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。 〈 挙　　手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第１１０号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

以上をもちまして、第１回総会を閉会といたします。
なお、終了時間は、午後４時８分であります。
長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和８年８月６日

議　　長　　地曳　昭裕

議事録署名委員　　羽山　和彦

石﨑　幸弘